

令和8年度介護人材育成訓練事業

(求人セット型訓練)

制度のご案内

～ 事業概要・施設登録編 ～

**離職者を対象として、福祉施設等において
実務を経験しながら資格取得を果たし、
人材の育成・確保を図る「求人セット型訓練」**

本事業は、新潟県が令和8年度に実施する事業です。

(新潟県事業受託者「公益財団法人介護労働安定センター新潟支部」)

目 次

I 訓練概要・施設登録編

1	介護人材育成訓練（求人セット型訓練）制度概要	2
2	訓練制度を利用できる福祉施設等の要件	3
3	訓練内容	3
4	訓練実施について	3
5	受講生の募集及び選考	5
6	訓練の流れ	5
7	訓練期間中の災害	5
8	その他の留意事項	5
9	訓練登録手続き	6
10	訓練の委託契約の締結	7
	様式1 介護人材育成訓練事業（求人セット型訓練）登録申込書	8
	様式2 介護人材育成訓練事業（求人セット型訓練）実施計画書	9
	様式2 の記載例	10
	様式3 介護人材育成訓練事業（求人セット型訓練）の登録について	11

1 介護人材育成訓練(求人セット型訓練)制度概要

ハローワークへ求人申込みを行った福祉施設等に対して、職業訓練の実施業務を委託する「求人セット型」の職業訓練です。

ハローワークから受講あっせんを受けた求職者を、訓練の受講生として福祉施設等で受け入れ、人材ニーズに即した職場実習を中心とした職業訓練を行います。

求職者の適性を見極めた上で採用を希望する福祉施設等にとって有効な制度です。

(受講生を訓練期間内だけの労働力として活用することを目的とする制度ではありません。)

【メリット】

- ・ 自社にあった人材をあらかじめ教育できます。
→ 雇用のミスマッチ解消に繋がり、即戦力となる人材を育てることができます。
- ・ 訓練中に受講生の意欲と適性、人柄を同時に理解できます。
- ・ 試用期間に相当する期間をこの制度として取り扱えるため、経費負担がありません。
(賃金や交通費の支払い、社会保険等が不要)

(参考) 介護人材育成訓練事業

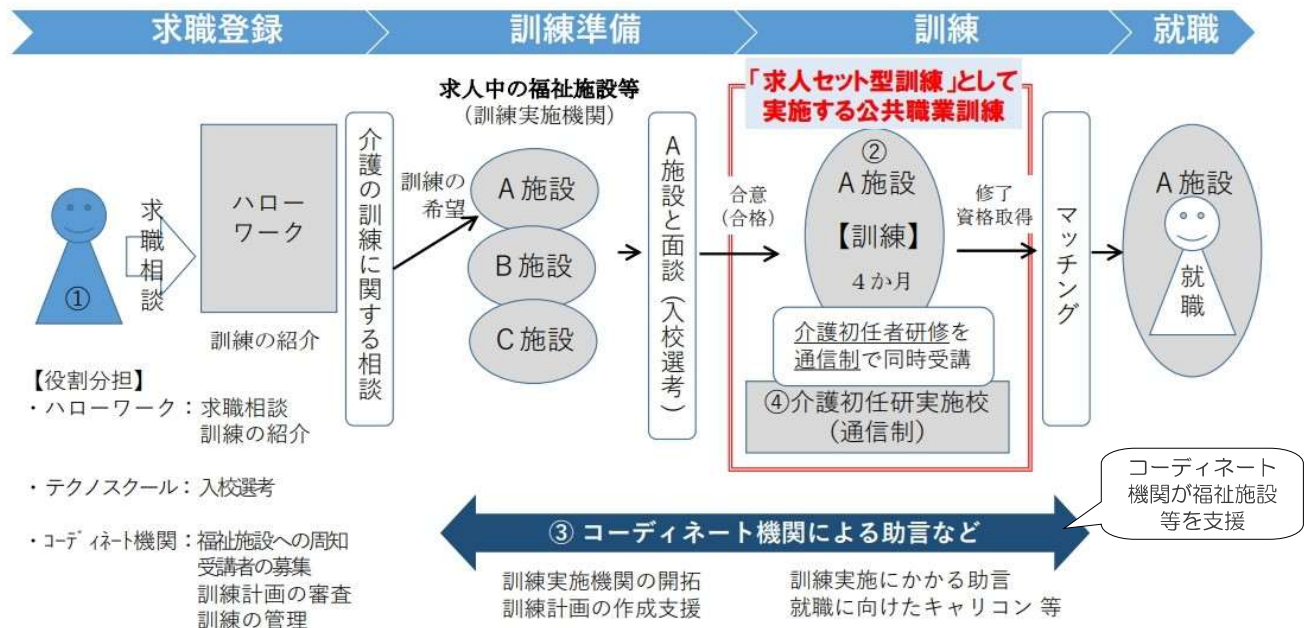


図 介護人材育成訓練事業全体のスキーム

福祉施設等を「公共職業訓練」を実施する施設として認め、受講者を受け入れて公共職業訓練を実施します。受講生は、資格取得のため通信制の介護職員初任者研修課程の研修(通信制)を同時に受講します。

本制度を利用にあたり(福祉施設等)、コーディネート機関(「公益財団法人介護労働安定センター新潟支部」以下、「介護センター」という。)が訓練受講中の相談助言などを支援します。

2 訓練制度を利用できる福祉施設等の要件

次の全ての要件を満たす福祉施設（国、地方公共団体を除く）であることが必要です。

- (1) 雇用保険の適用福祉施設であること。
- (2) ハローワークへ「介護人材育成訓練（求人セット型訓練）」として求人申込みを行うこと。
- (3) 訓練実施後、一定の能力習得が図られ、福祉施設等が求める職務を遂行することができることを認められることを前提に、訓練受講生の採用を予定していること。
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、県税の未納がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 訓練指導体制が整っていること。

3 訓練内容

(1) 訓練期間・時間数

① 訓練期間

標準4か月（ただし、訓練内容、採用希望時期等により変更は可能）

② 時間数

月100時間以上（うち、介護職員初任者研修課程（通信制・130時間）を含む）

(2) 訓練コース設定

実習を中心とする訓練として実施しますので、求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与する訓練コースの設定をお願いします。

【留意事項】

- ・ 職業能力の習得に直接結びつかないものは訓練として実施できません。
- ・ 職業能力の習得を目的のため、受講生を一人で作業させる事はできません。
- ・ 訓練に関係のない作業に従事させることはできません。
- ・ 訓練コースにおける移動にともなう運転等は禁止です。

4 訓練実施について

(1) 訓練計画（カリキュラム）

訓練開始前に、訓練計画（カリキュラム）の作成にご協力をお願いします。

① 1日の訓練時間

福祉施設等の就業規則に基づく就業時間内で設定をお願いします。

時間外、夜間、泊まり込み等による訓練は原則として認めません。

② 訓練を実施しない日

福祉施設等の就業規則に基づきます。

※ 受講生の有する能力によって、訓練計画を変更していただく場合があります。

(2) 体制

職業訓練の内容（訓練計画）に応じて、指導ができる担当者を配置してください。

(3) 実施人数（定員）

福祉施設等の採用人数（求人数）以内としてください。

(4) 訓練開始日（予定）

訓練開始日を、月1回程度設定します。

なお、設定した訓練開始日以外で訓練を開始する場合がございます（受講希望者が他日程を希望した場合等。）。この場合は、別途協議をすることがあります。

(5) 業務委託

この訓練は介護センターから福祉施設等への業務委託契約となります。

(6) 委託料

契約に基づき、職業訓練の実施実績に応じた委託料を支払います。

受講生1人につき、月額30,000円（税別）

【委託料算出例】

受講者1名を4か月間の受入れ → @30,000円×4か月=120,000円

※ 訓練が途中で中止となった場合は、訓練実施日に応じた額の支払いとなります。

※ 介護職員初任者研修課程の受講料は、介護労働安定センターが負担します。

(7) 履行確認

契約に基づき、訓練期間及び介護職員初任者研修課程の修了後に実績報告書をご提出いただき、介護センターが履行確認（検査）を行います。

(8) 委託料のお支払時期

履行確認（検査）完了後、正当な請求書を提出いただいた後となります。

(9) 受講生が用意する費用

- ① 訓練に必要なテキスト、作業服等、受講生個人の所有となるものは、原則として受講生の負担とします（ただし、介護職員初任者研修課程の受講料に含まれるものを除く。）。

※ 受講者が負担する費用が高額とならないよう負担縮減に努めてください。

(10) その他

- ① 訓練を実施するにあたり、受講生の安全衛生に十分配慮をお願いします。
- ② 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、受講生及び受講希望者の個人情報の適切な管理をお願いします。

5 受講生の募集及び選考

(1) 募集

介護センターが、ハローワークにおいて求職者に周知・募集を行います。

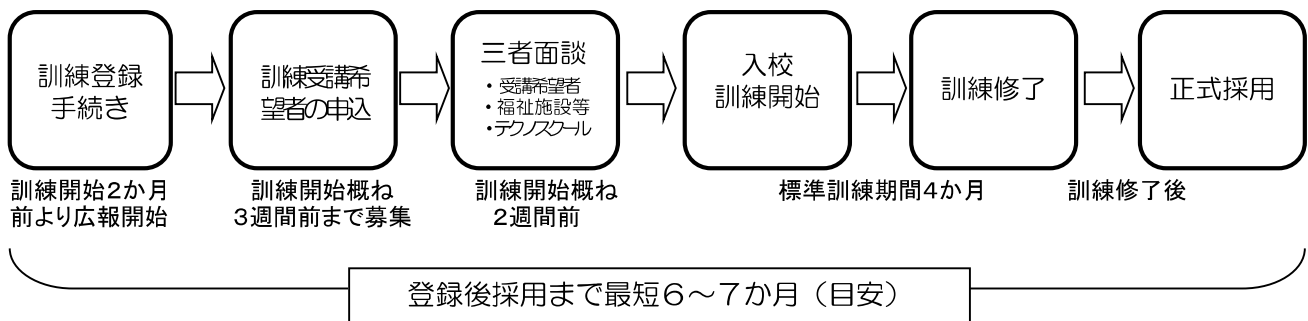
なお、受講生の募集開始は、福祉施設等の要件及び登録内容の確認等を要することから、概ね登録手続き後2週間程度経過した日からとなります。

(2) 選考（三者面談）

面接等により訓練を希望する方が訓練受講に適しているかを選考し、決定します。

選考は福祉施設等及び県立テクノスクールで行います。

6 訓練の流れ



7 訓練期間中の災害

訓練期間中は安全第一でお願いします。

不慮の災害が発生する可能性があるため、新潟県において、「労働者災害補償保険制度」に加入します。（福祉施設等の負担はありません。）

また、受講生には、任意保険（職業訓練生総合保険）の加入を勧めます。

8 その他の留意事項

(1) 介護職の求人での訓練設定をお願いします。

(2) 訓練期間中、受講生と雇用契約を結びませんので、賃金や交通費の支払い、社会保険等の必要はありません。

【受講者が受給する手当等】

受講生が、雇用保険受給資格者の場合は雇用保険を、また、職業訓練受講給付金の支給要件を満たす場合は当該給付金を受給しながら訓練を受講します。

その場合は、ハローワークから「通所手当（定期代又は乗用車による通勤手当）」も加算して支給されます。

(3) 訓練の受講希望者がいない場合は、訓練を実施できません。

- (4) 他の助成金において不正行為により不支給措置がとられた場合、その不支給とする期間は登録を受け付けないことがあります。
- (5) 訓練修了後に、明確な理由なく福祉施設等の都合で受講生を採用しなかった場合、それ以降登録ができないことがあります（受講生が一定の能力に満たなかった場合など、やむを得ない場合を除く。）。

9 訓練登録手続き

別添の様式により、介護センターで登録手続きを行なってください。

なお、提出する書類は、写しを保管してください。

(1) 登録手続き

① 提出書類

ア「介護人材育成訓練（求人セット型訓練）登録申込書」（様式1）

イ「介護人材育成訓練（求人セット型訓練）実施計画書」（様式2）

② 審査

介護センターにて提出書類の審査を行い、登録手続きをし、「介護人材育成訓練（求人セット型訓練）福祉施設等の登録について（通知）」（様式3）を発行します。

③ 求人セット型訓練併用求人への切替

「介護人材育成訓練（求人セット型訓練）福祉施設等の登録について（通知）」（様式3）をハローワークに提出し、求人票の切替を行なって下さい（求人票備考欄に「求人セット型訓練併用求人」等が記載されます。）。

(2) 更新手続き

ハローワークに提出している求人の有効期限（申し込み後3カ月）を迎える場合は、引き続き求人を行うかどうか確認を行い、引き続き求人セット型訓練を希望する場合は、ハローワークインターネットサービスにて求人転用処理による求人の申し込みをお願いします。なお、求人の更新を行った場合は、介護センターに速やかにご連絡をお願いします。

(3) 登録取消手続き

登録福祉施設等が当該訓練を実施せずに採用した場合などで登録を取り消したいときは、介護センターに必ず連絡してください。

10 訓練の委託契約の締結

三者面談を経て訓練を実施する際に、福祉施設と介護センターで委託契約を締結し、訓練開始となります。

主な業務内容は以下のとおりです。

- ① 職業訓練の実施
- ② 出席管理、指導日誌の作成
- ③ 雇用保険又は求職者受講給付金に関する事務処理

ぜひ、福祉施設等における人材採用に本制度をご活用ください。

介護人材育成訓練（求人セット型訓練）登録申込書

令和 年 月 日

公益財団法人介護労働安定センター
新潟支部長 様

事業所名

代表者名

下記により介護人材育成訓練（求人セット型訓練）登録事業所として申込みいたします。

記

登録事業所	ふりがな 事業所名					
	所在地	〒 TEL FAX Mail				
	連絡担当者氏名		連絡担当者役職		全従業員数	男 人 女 人
	事業内容					
	雇用保険適用事業所番号					
	対象求人番号					

介護人材育成訓練(求人セット型訓練)実施計画書

事業所名

訓練科名	科	採用予定の仕事	
訓練期間	か月	訓練人員	人(求人数 人)
※訓練施設名			
※住所			
訓練に必要な資格・経験等			
訓練担当者職名・氏名			
訓練目標			
仕上がり像			
訓練内容	科 目		科目の内容
	学 科		
	実 技		
総訓練時間数		時間(学科 時間、実技 時間)	
主要な機器設備			

【記載例】

様式2

介護人材育成訓練(求人セット型訓練)実施計画書

事業所名 社会福祉法人●●●●●●●●

訓練科名	介護科	採用予定の仕事	介護ヘルパー	
訓練期間	4か月	訓練人員	1人(求人数2人)	
※訓練施設名	介護ステーション●●			
※住所	●●市●●区●●町●-●-●			
訓練に必要な資格・経験等	不問			
訓練担当者職名・氏名	施設介護課長 ●● ●●			
訓練目標	介護施設において介護を要する高齢者への生活支援の知識、技能を習得する。			
仕上がり像	介護施設における実践的な技能を習得するとともに、介護職員初任者研修を受講することにより、職務に必要な知識と技能を習得した介護職員を目指す。			
訓練内容	科目		科目の内容	時間
	学 科	就職指導	デジタルリテラシー、キャリアコンサルティング等	24
		訓練導入、コミュニケーション	業界動向、求める人材像など	78
		介護職員初任者研修課程にかかる学科	介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本 ほか	6
		振り返り 福祉特別講座	福祉の現場職員の講話	4
	実 技	職場見学	関連施設の見学	6
		OJT(介護実技実践)	高齢者介助、レクリエーション、入浴介助 ほか	200
介護職員初任者研修課程にかかる実技		こころとからだのしくみと生活支援技術	52	
総訓練時間数		370 時間(学科 112 時間、実技 258 時間)		
主要な機器設備				

様式 3

介護新潟発第 号
令和 年 月 日

事業所名
代表者名

公益財団法人 介護労働安定センター
新潟支部長

介護人材育成訓練（求人セット型訓練）福祉施設等の登録について（通知）

令和 年 月 日付けで申込の福祉施設等を介護人材育成訓練（求人セット型訓練）

事業所として登録したことを通知します。

記

- 1 登録訓練科名 科
- 2 登録有効期限 令和 年 月 日
(求人紹介期限日)
- 3 手 続 き ハローワークにこの通知を提示し、「介護人材育成訓練（求人セット型訓練）併用求人」の申込、又は更新を行なってください。
(求人番号※登録時のみ記載：)
- 4 そ の 他 訓練の（登録／更新）後、求人票の写しを当センターまで送付願います。